

議 事 日 程 第 6 号

平成26年9月26日（金）午前10時開議

（議会運営委員長報告）

日程第 1 請願第5号 議員報酬削減と議員削減に関する請願

（決算特別委員長報告）

日程第 2 認第 1号 平成25年度米沢市一般会計歳入歳出決算

日程第 3 認第 2号 平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

日程第 4 認第 3号 平成25年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算

日程第 5 認第 4号 平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

日程第 6 認第 5号 平成25年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算

日程第 7 認第 6号 平成25年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算

日程第 8 認第 7号 平成25年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算

日程第 9 認第 8号 平成25年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算

日程第10 認第 9号 平成25年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算

日程第11 認第10号 平成25年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算

日程第12 認第11号 平成25年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算

日程第13 認第12号 平成25年度米沢市水道事業会計決算

日程第14 認第13号 平成25年度米沢市立病院事業会計決算

日程第15 議第61号 平成25年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について

（総務文教常任委員長報告）

日程第16 議第47号 米沢市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第17 議第48号 米沢市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第18 議第49号 米沢市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の設定について

日程第19 議第50号 米沢市まちなか駐車場の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第20 議第63号 米沢市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結について

（民生常任委員長報告）

日程第21 議第51号 米沢市保育の実施に関する条例の廃止について

- 日程第 2 2 議第 5 2 号 米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 3 議第 5 3 号 米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 4 議第 5 4 号 米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 2 5 議第 5 5 号 米沢市立第四中学校増改築建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第 2 6 議第 5 6 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 7 議第 5 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 8 議第 6 4 号 市有財産（米沢オフィス・アルカディア用地）の処分について
- 日程第 2 9 議第 6 5 号 米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第 3 0 請願第 6 号 米価下落等に関する意見書提出方請願

(予算特別委員長報告)

- 日程第 3 1 議第 5 8 号 平成 2 6 年度米沢市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議第 5 9 号 平成 2 6 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議第 6 0 号 平成 2 6 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 4 議第 6 6 号 平成 2 6 年度米沢市一般会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 3 5 発議第 9 号 米価下落歯止め等に関する意見書の提出について
- 日程第 3 6 発議第 1 0 号 米沢市地酒による乾杯を推進する条例の設定について

~~~~~

**本日の会議に付した事件**

議事日程第 6 号と同じ

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員
17番	渋間佳寿美	議員	18番	相田光照	議員
19番	中村圭介	議員	20番	小島卓二	議員
21番	佐藤兵	議員	22番	高橋義和	議員
23番	小久保広信	議員	24番	我妻徳雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	安部三十郎	副市長	小林正夫
総務部長	須佐達朗	企画調整部長	山口昇一
市民環境部長	赤木義信	健康福祉部長	菅野智幸
産業部長	多田美佐雄	建設部長	細谷圭一
会計管理者	神田仁	総務課長	菅野紀生
財政課長	後藤利明	総合政策課長	我妻秀彰
水道部長	加藤吉宏	病院事業管理者	芦川紘一
市立病院事務局長	加藤智幸	教育委員会委員長	高橋英機
教育長	原邦雄	教育管理部長	船山弘行

教育指導部長	土屋 宏	農業委員会会長	伊藤 精司
農業委員会 事務局 長	高橋 寿一	選挙管理委員会 委員長	小林 栄
選挙管理委員会 事務局 長	生田 英紀	代表監査委員	大澤 悦範
監査委員 事務局 長	宇津江 俊夫		

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	近野 長美	事務局次長	高野 正雄
庶務係 長	金子 いく子	議事調査係長	青木 重雄
主 査	堤 治	主 任	我妻 政仁

との答弁がありました。

さらに、委員から、紹介議員が考える議員の資質とは、どのように考えているのかとの質疑があり、紹介議員から、当局の説明に虚偽や隠蔽がないのを、議会が事の真相を突きとめる監査機能、調査権、検査権などを使いチェックすることであるとの答弁がありました。

また、委員から、各議員がしっかりと住民代表としての役割を果たすことができるように、議会基本条例を制定した。この条例をもとに、議会は市民要求を反映し、市政のチェック機能も果たし、その結果を市民に報告していることに対してどのように考えるのかとの質疑があり、紹介議員から、議会基本条例により各地区で報告会を実施していることは大変よいことであるが、その中で、新文化複合施設に関して、今もって市民にきちんと説明ができていない現状であるとの答弁がありました。また、請願者から、この請願の趣旨は、調査権などを一切行使しないのであれば、議員の報酬も定数も少なくてもいいという趣旨であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療や労働問題などの分野に詳しい議員もおり、市政全般にわたり一生懸命対応している。さまざまな市政の課題があるという認識はあるかとの質疑があり、請願者から、課題がいろいろあることは認識しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、本市の600億円を超える全会計予算を審議するに当たり、半分の人数で対応するのは困難であるが、一方で、市民から議員報酬・定数の見直しについて意見もあることから継続審査とする意見、また、議員報酬・定数を半分にすることは、委員会などの仕組みや制度などを考えると現実的ではなく、現在、議会運営委員会で適正な議員報酬・定数について検討していることから、本請願については不採択とすべきとの意見に分かれました。

初めに、継続審査とすることについて、起立に

よる採決を行った結果、賛成少数で、継続審査とすることについては否決されました。

次に、改めて採択・不採択について起立による採決を行った結果、全会一致で、不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の過程と結果を申し上げて、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの議会運営委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

ここで異議のありました請願第5号について、起立により採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は、全会一致で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第5号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、請願第5号は、不採択と決まりました。

.....

日程第2 認第1号平成25年度米沢市一般会計歳入歳出決算外13件

○島軒純一議長 日程第2、認第1号平成25年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第15、議第61号平成25年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの認定案件13件、議決案件1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

決算特別委員長 2 番相田克平議員。

〔決算特別委員長 2 番相田克平議員登壇〕

○2 番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る 2 日の本会議において当委員会に付託されました案件は、認第 1 号から認第 13 号までの認定案件 13 件、及び議第 61 号の議決案件 1 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、9 日から 12 日までの 4 日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局から教育長、病院事業管理者、監査委員ほか関係部課長にも出席を求め、開催いたしました。

審査に当たっては、認第 1 号から認第 13 号まで、及び議第 61 号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いてこれに対する総括質疑を行い、その後認第 1 号一般会計の歳出決算から順次審査を行いました。

なお、各会計決算の内容につきましては、平成 25 年度米沢市歳入歳出決算書、その他関係附属資料等で各議員御承知と存じますので、その詳細については省略し、以下一般会計、特別会計及び企業会計歳入歳出決算の概要についてのみ申し上げます。

まず、一般会計の歳入では、収入済額が 375 億 4,368 万 4,636 円で、予算現額に対する収入率は 94.5% であり、これに対し歳出では、支出済額が 365 億 2,809 万 4,607 円で、執行率は 91.9% であります。この結果、一般会計決算の形式収支額は 10 億 1,559 万 29 円となり、この額から継続費の財源 482 万円、繰越明許費の財源 4,465 万 4,970 円を平成 26 年度に繰り越すべき財源としたため、これらを除いた 9 億 6,611 万 5,059 円が実質収支額、すなわち純剰余金となります。

次に、企業会計 2 件の決算状況について申し上げます。

水道事業会計については、施設整備の面では、老朽管更新事業及び給・排水管の布設並びに布設がえなどを行い、耐震化と漏水防止を図るととも

に、安定給水に努めました。一方、経営の面では、冬期間の使用水量の減少並びに利用者サービスの一環として実施した中止中の準備料金の廃止などにより、給水収益が前年度に比べ減少しました。また、田沢簡易水道事業を上水道事業に経営統合するなど、効率的な事業経営を図り、健全な財政の維持に努めました。以上の結果、収益的収支では 3 億 8,773 万 9,028 円の純利益となりました。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は補助金、加入金、他会計負担金などで、資本的支出は建設改良費と企業債償還金です。資本的収支の不足額 3 億 8,599 万 6,499 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しています。

続きまして、議第 61 号平成 25 年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてですが、平成 25 年度未処分利益剰余金は 3 億 8,773 万 9,028 円であり、これを減債積立金として 1 億 2,384 万 8,172 円、建設改良積立金として 2 億 6,389 万 856 円、それぞれ処分しようとするものです。

次に、病院事業会計については、入院患者の減少による入院収益の大幅な減少などにより、平成 22 年度以来 3 年ぶりの赤字決算となりました。収益的収支では、1 億 1,782 万 3,739 円の純損失となり、その結果、当年度未処理欠損金は 60 億 3,659 万 8,785 円となったものであります。

次に、総括質疑及び各会計決算審査の中で、質疑のありました主なものを取りまとめて申し上げます。

まず、総括質疑では、修正実質単年度収支額が平成 24 年度、25 年度と 2 年連続して赤字となったことについて質疑があり、当局から、建設事業が集中したり、臨時的経費が多い場合には赤字になることがあるが、当該年度の収入で支出を賄うことができない状況が 2 年続いたことは、収支バランスの改善が必要な状況にあるので、来年度の予算編成に向け、全庁的に経費の削減や事業の見直

しに取り組みたいと考えているとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち、歳出について申し上げます。

まず、第1款議会費では、委員会のインターネット中継が開始されたことを踏まえ、議会活動をより広めていける状況になったが、市民への周知の効果はどうかとの質疑があり、事務局から、本会議のインターネット配信のアクセス件数は一昨年とほぼ同数だが、委員会のインターネット配信はライブ中継でもあり、多くの市民の方に視聴いただいております、効果は出ているとの答弁がありました。

次に、第2款総務費では、LED防犯灯設置事業について、チェーン店の進出で商店街が形成されていないところには街路灯がないが、通学路に該当する場所もあることから、防犯灯として設置できないかとの質疑があり、当局から、本市防犯協会から得る危険箇所の情報をもとに、防犯灯空白地域を解消してまいりたいとの答弁がありました。

また、広報よねぎわの広告掲載の実績状況について質疑があり、当局から、平成25年度は前期37社、後期30社と多数の申し込みがあり、応募された全企業が掲載できるよう掲載希望回数を調整して対応しているとの答弁がありました。

さらに、庁舎入り口の広告入り案内板設置の経緯について質疑があり、当局から、広告収入の一環として取り組み、公募をして1企業から提案をいただき、設置費用は企業持ちで、庁舎広告掲載料もいただいているとの答弁がありました。

また、米沢工業会国際交流事業費補助金について、国際交流だけでなく、OBには一流企業の社長もおられることから、当工業会との連携を強化して企業誘致を行ってはどうかとの質疑があり、当局から、当工業会とは、オフィス・アルカディア応援会等にも出席いただくなど、さまざまな連携を図っており、今後も連携を強めながら企業誘

致に努めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、新文化複合施設整備事業について、ポポロビルの訴訟が取り下げられ、図書館が開館となってもビルが残りテナントも営業していることが予想され、今後どのように整理して進めていくのかとの質疑があり、当局から、ポポロビル側とは定期的に話をしているが、裁判を取り下げたということは、訴訟前に戻るという法的な解釈になる。しばらくは状況を見て、市側からすぐに何らかの動きをするという立場にはないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、平和都市宣言事業の中学生派遣について、姉妹都市等訪問交流事業のあり方について、庁舎の耐震診断について、交通安全対策における交通指導員増員についてなど質疑がありました。

次に、第3款民生費では、災害時要援護避難支援事業の内容と、要援護者の情報収集のあり方について質疑があり、当局から、災害時に避難支援を要する高齢者や障がい者などの要援護者の生活状況について、関係機関や地域防災組織などと情報共有を行う事業であり、平成25年度に災害時に支援が必要かどうかを調査し、登録に同意した方の情報について、民生委員などと共有できるように準備を進めているところであるとの答弁がありました。

さらに、障害者自立支援給付費の就労移行支援はどのような内容か。また、それにより就労に至った人数はどれくらいかとの質疑があり、当局から、就労を希望する障がい者の方に対して、一定期間、生産活動などの機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行う事業で、就労者は8名であるとの答弁がありました。

さらに、児童遊園の遊具の管理について質疑があり、当局から、14園ある児童遊園の遊具は毎年半分ずつ点検しており、わくわくランドの遊具については20年経過しているため、今年度更新することになっているとの答弁がありました。

このほか、地域福祉計画策定委員会のあり方について、敬老祝金制度の見直しについて、ファミリー・サポート・センター運営事業の協力会員について、興望館運営事業の相談体制についてなど質疑がありました。

次に、第4款衛生費では、定期的を実施している地下水位及び地盤沈下に関する調査の結果について質疑があり、当局から、市内中心部延長55.4キロメートルを調査しており、最近の沈下状況は比較的穏やかではあるが、これ以上進まないよう沈下を食い止めなければならないと考えており、啓発活動に努めているとの答弁がありました。

さらに、沈下による弊害を抑止できなければ、今後インフラ面などで甚大な被害が想定されるがどうかとの質疑があり、当局から、このまま沈下が進めば、土台に亀裂が入ったりする危険性もあると考えられ、また、水道管や下水道管は地震に耐えられるようなつくりのため、今すぐ地盤沈下によって壊れることはないと思われるが、長期で見れば、何らかの影響は出てくる可能性があるとの答弁がありました。

このほか、米沢市民健康づくり運動計画について、食生活改善推進協議会の地区組織活動育成について、「食育」にかかわるモデル校の取り組みについて、第六中学校と南原小学校に設置した太陽光発電についてなど質疑がありました。

次に、第5款労働費では、緊急雇用創出事業終了後の雇用対策について質疑があり、当局から、7月から新たに実践型雇用創造推進事業を行っており、スキルアップを図ることで、より就業に近づけるよう事業に取り組み、企業にとってもより必要な人材の確保が図られるよう取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、第6款農林水産業費では、平成25年度の新規就農者について質疑があり、当局から、人数は6名で、内訳として、新規学卒者が1名、Uターンが1名、農業外からの新規参加者が4名であ

るとの答弁がありました。

また、現在の学校給食の食材における地場産品の使用率について質疑があり、当局から、本市全体の置賜産の使用率が、野菜で30.5%、果物で20.4%となっているとの答弁がありました。

これに関連して、学校間で地場産物の使用率にばらつきがあり、特に果物では、中心部の学校は4%台と低い傾向にあるため、他市の取り組み状況を参考にして、使用率が3割くらいになるような対策が必要でないかとただされ、当局から、教育委員会とも連携し、青果市場を介して学校給食への地場産野菜共同購入の取り組みを、平成24年度から進めており、大規模校も含めた全体的な地場産野菜や果物の使用率向上を目指してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、猿害対策におけるモンキードッグの状況について、森林体験交流センター利用実績の減少について、林業振興における民有林の境界設定について、大森山森林公園の整備についてなどの質疑がありました。

次に、第7款商工費では、空き店舗活用事業1件の内容と空き店舗調査の結果について質疑があり、当局から、活用事業は、中心市街地の空き店舗を改装して飲食店を開業した者に対して補助金を交付したものであり、空き店舗の状況調査は、中心市街地活性化基本計画の商店街エリアを対象に所有者や利用状況などを調査し、今後、中心市街地活性化協議会などで報告して活用していく計画であるとの答弁がありました。

また、現状分析や活用方法など、今後のデータ活用方法について質疑があり、当局から、データベース化を含めて、早急に活用できるような体制をとってまいりたいとの答弁がありました。

さらに、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業の内容について質疑があり、当局から、県から100%の補助を得て、これまで啓発チラシの発行と配布、マスコミへの消費者センターのPRなど、詐欺防止活動を行ってきたが、

今年度は詐欺に遭わない市民が育つよう、子供の教育の場にも目を向けてまいりたいとの答弁がありました。

このほか、中国における「米沢」の登録商標について、伝統産業振興への支援について、企業誘致対策と工業立地セミナーの内容について、近隣自治体との観光連携についてなど質疑がありました。

次に、第8款土木費では、路線除排雪で幅出しロータリーを日中に使い回しできないかとの質疑があり、当局から、路線除排雪に有効だが、業者が所有している数が少ない。本市には、幅出しなどに自由に動けるロータリーが数台あるので、利用していただきたいと考えており、また、機動性にもすぐれているので計画的に整備してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、中心市街地の堆雪場として、冬期間の固定資産税軽減などを研究し、空き地を利用することにより、除雪費を抑えて、流雪溝整備に予算を回せるのではないかと質疑があり、当局から、空き地に対しての補助や固定資産税の減免などを行っている自治体もあり、今後、きめ細やかな除雪が求められることから、情報を入れながら検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、流雪溝の整備について質疑があり、当局から、雪対策として流雪溝は有効だが、最上川上流で豊富な水量を確保できない問題もあり、昨年は交付金事業として旧国道121号の流雪溝用水をポンプアップして再利用する取り組みや、従来からの慣行水利の水を利用しながら流雪しているものもある。それらの現行水利を有利に活用してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、木造住宅耐震改修支援事業費補助金について、まちの広場線の安全管理について、西條天満公園の維持管理についてなど質疑がありました。

次に、第9款消防費では、全国瞬時警報システム自動起動装置について質疑があり、当局から、

Jアラートと呼ばれるもので、国からの緊急情報を瞬時に住民へエリアメールなどで配信できるシステムであるとの答弁がありました。

また、深夜に避難勧告を発令しなければならない場合の市民への周知策について質疑があり、当局から、従来の手動で市役所から緊急速報エリアメールを流し、市の広報車及び消防団で地域に伝達する方法に加え、警察からも情報を流していただき、NCVのラジオにも依頼して、避難勧告を流すことになっているとの答弁がありました。

さらに、広島市や山形市の豪雨では、深夜に避難勧告の発令を出しており、携帯電話などを持たない人はエリアメールが見られず、特に高齢者については、広報車の声が聞こえなかったことがあり、山形市では調査をして回避策を検討している。本市の対応策としても参考にすべき点が多々あると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、当局から、今年度、同報系の無線を整備し、外部スピーカーで市民に緊急情報を流すことが可能となる。また、緊急告知ラジオの整備も検討しており、市民への周知体制をさらに整えてまいりたいと考えている。なお、山形市の調査も参考にし、情報交換などを行ってまいりたいとの答弁がありました。

このほか、当システムと安心電話との関連性、婦人防火指導員への対応についてなど質疑がありました。

次に、第10款教育費では、平成24年度より伝国の杜関係の入場者数が減少している原因について質疑があり、当局から、ホールについては、利用日が10日間ほど減っていることが多少影響し、博物館については、公園一帯のエリアにおいて、観光客が若干減少した傾向が影響したと考えられるとの答弁がありました。

また、人工芝サッカーフィールドの利用状況について質疑があり、当局から、平日の夜間及び土曜、日曜日はほぼ埋まっている状況で、平日の日中も高齢者を中心としたグラウンドゴルフなど

で使用いただいております、利用率は高いとの答弁がありました。

このほか、学校教育指導事業の校内研究について、小学校施設整備事業の便所洋式化の状況について、米沢おしょうしなハーフマラソン大会の事業内容についてなど質疑がありました。

次の第11款災害復旧費、第12款公債費及び第13款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入については、八幡原体育館使用料と人工芝サッカーフィールド使用料がほぼ同額だが、八幡原体育館で努力をして収入を得ているのかとの質疑があり、当局から、基本料金体制の違いによるものであり、人工芝サッカーフィールドの料金体系については、できるだけ多くの方に利用いただけるように低廉になっているとともに、1時間ごとの料金設定になっているため、一概に比べられないとの答弁がありました。

そのほか、庁舎内への企業広告の導入について、寄附金、置賜文化ホール管理委託金の取り扱いについてなど質疑がありました。

以上が、一般会計歳入歳出決算の審査における質疑の主なものであります。

採決に当たっては、新文化複合施設の建設については、当初から一貫して反対してきており、これに関連する事業もあることから、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号平成25年度国民健康保険事業勘定特別会計についてであります。委員から、本市の短期被保険者証は、納税を喚起させるということから4カ月の期限のものを発行しているが、余り効果が見られないことから、6カ月に変更できないかとの質疑があり、当局から、納税相談や折衝機会の確保のためには、年3回は来庁されることから、有効なものと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、国民健康保険に対する短期

被保険者証や資格証明書の発行は、当初から行われているものではなく、国の財政負担が少なくなり、各地の保険料や保険税が上がったことで滞納者がふえてきた。そのようなことから、保険証の発行と滞納を連動させるような形で、国が短期被保険者証や資格証明書を発行させてきた経緯があり、実際に市民が不利益をこうむる事態であるため、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第3号平成25年度米沢市後期高齢者医療費特別会計についてであります。年金が減る一方で保険料が上がっており、収入未済額がふえている中、短期被保険者証が発行されている人数は増加しているのではないかとの質疑があり、当局から、短期被保険者証は発行数は昨年より3名ふえている。また、収入未済額がふえていることについては、保険料の軽減措置も実施されているが、制度の理解不足もあり、納付に結びついていないこともあるので、丁寧な説明をしながら少しでも納付につながるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、後期高齢者がふえ医療給付費もふえており、後期高齢者が担う保険料は上げざるを得ず、また、2年ごとに保険料を上げる仕組みにもなっており、その他の保険からの支援金があるが、後期高齢者にとっては大変な負担を強いられている。そのため、問題のある制度になってしまっていることから、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計についてであります。認知症サポーター養成事業などについて質疑があり、当局から、サポーターをふやすことが大切で、認知症の方は脳の病気ではあるが感情は残っていることから、尊厳を守るような支援を行い、サポーターは高齢者ばかりでなく、若い方々も少しずつ養成

してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、特別養護老人ホームが足りないなど、サービスが十分でない面があり、制限があって介護サービスを自由に使えないこともある。しかし、介護保険料は3年ごとに上がっており、介護保険の財政に対する国の負担割合をふやすようにしていかなければならず、国に対して改善を求めていく必要があるとの考えから、反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成25年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成25年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計についてであります。取扱高について、1割前後落ちているが、この原因についてどのように考えているかとの質疑があり、当局から、人口減少、直売所の多数出店、スーパーでも市場を介さない直売があるなど、市場外取引がふえていることが原因であるとの答弁がありました。

このほか、青果物地方卸売市場の建てかえについて質疑がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成25年度米沢市下水道事業費特別会計についてであります。公共下水道事業は多額の費用がかかっているが、汚泥処理などに発生する消化ガスの活用予定はあるかとの質疑があり、当局から、施設の長寿命化については、平成24年度から28年度の5カ年計画で行っており、メタンガスが発生するものとしては、米沢系で改築を行っている。平成29年度からは、八幡原系の改築予定であり、あわせて発電も含めたメタンガスの活用についても進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべ

きものと決しました。

認第8号平成25年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算から、認第11号平成25年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算までの4案件については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、議第61号平成25年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について及び認第12号平成25年度米沢市水道事業会計決算については、関連がありましたので、一括して審査を行いました。

まず、災害時における施設の非常用電源対策について質疑があり、当局から、主な施設の非常用電源としては、各施設に自家発電装置を設置し、点検も実施しているとの答弁がありました。

また、漏水量が減ったことで緊急的な対応なども減ってきているのかと質疑があり、当局から、漏水防止対策は老朽管の更新工事を計画的に実施しており、漏水調査も市内全域を対象に毎年実施している。さらに、対象地域は給水区域内を三、四年で一巡しており、年間100件くらいの漏水を発見している。これらの積み重ねの結果によるものと考えているとの答弁がありました。

このほか、舘山浄水場の水質調査や簡易水道の有収率についてなど質疑がありました。

採決に当たっては、耐震化や漏水防止などを含め安定した給水に努めていただいております。使用者のサービス向上、有収率なども実際に上がっていることを評価し、計画的なビジョンを持って安定的な水道事業の運営をしていただくことを期待して、賛成との意見があり、全委員異議なく、議第61号については、可決すべきものと決まりました。認第12号についても、全委員異議なく、認定すべきものと決まりました。

次に、認第13号平成25年度米沢市立病院事業会計決算に対しては、入院・外来患者の減少の原因について質疑があり、当局から、予想外の減少で、特に小児科と外科の入院患者が減少しており、他病院においても入院患者が減っている状況であ

る。人口減少や医師不足の影響もあるかもしれないが、病気の為に我慢して行かないなどの場合は問題があり、市民講座などで積極的に広報活動し、予測できなかった対策を考えてまいりたいとの答弁がありました。

また、入院患者が減ったため、7対1看護に申請されたが、患者数がふえれば7対1看護ができなくなると思うがどのように考えているかとの質疑があり、当局から、7対1看護については、病院として積極的に申請したわけではなく、患者数の減少と看護師の割合が7対1の届け出ができることから算定した。患者数がふえれば、これまでどおりの10対1看護で届け出るとの答弁がありました。

そのほか、呼吸器科への常勤医師の配置について、県内初の乳房エックス線の導入状況について、現市立病院の修繕計画についてなど質疑がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査経過の概要とその結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○**島軒純一議長** ただいまの決算特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**島軒純一議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員長報告中、異議のありました認第1号から認第4号までの認定案件4件を除く、認第5号から認第13号までの認定案件9件及び議第61号の議決案件1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**島軒純一議長** 御異議なしと認めます。よって、認第5号から認第13号までの認定案件9件及び

議第61号の議決案件1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認定案件4件について順次採決いたします。

初めに、認第1号について起立により採決いたします。

認第1号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第1号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**島軒純一議長** 起立多数であります。よって、認第1号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第2号について起立により採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**島軒純一議長** 賛成多数であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について起立により採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**島軒純一議長** 起立多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について起立により採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

導入となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成18年度から指定管理者制度が開始されてから大分たつが、図書館への指定管理者制度の導入が進まないのは、図書館には指定管理者制度がなじまないことのあらわれではないのかとただされ、当局から、全国の公立図書館の中には、圧倒的に規模の小さい町村立などの図書館が多く、指定管理者制度を導入できていない館が多いことも要因だと思ふとの答弁がありました。

また、委員から、本を借りる人の思想、信条といったデリケートなプライバシーをどう保護するのかとの質疑があり、当局から、職員にプライバシーの保護について教育するのは当然だが、加えて、導入を予定している自動貸し出し機を用いて、カウンターに提示しないで、借りる人が自分で操作することは、情報を守ることもつながるとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校との連携ということで、同じ本を数十冊図書館で購入し、希望する学校に貸し出す例があるが、本市ではどうかとただされ、当局から、現在そういう例はないが、市立図書館と学校のデータベースのオンライン化が図られれば、市立図書館と学校図書館分をあわせて対応が可能になるとの答弁がありました。

また、委員から、3施設で従事する職員数についてただされ、当局から、図書業務に従事する職員が18名程度、郷土資料担当が4名程度、総務が1名程度、管理職が2名程度、ギャラリーが2名程度、駐車場が無人で、合計27名程度を想定しており、施設の管理業務は、別の民間会社に業務委託する考えであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、新文化複合施設の建設運営では、当局が説明しているような町なかのにぎわいは生まれず、当初の多少のにぎわいも年数がたてばたつほどにぎわいはなくなると考えており、反対とする意見。図書館は指定管理者制度になじまないと疑問を持っており、市民サービスの低下

を招くおそれがあるとして反対との意見。図書館は市直営でやっていくべきと考えることから反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第49号米沢市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の設定についてであります。本案は、市民ギャラリーの開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により施設の設置及び管理について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、オープンギャラリーやこまや空間などで物品の販売をすることはできるのかとの質疑があり、当局から、市民ギャラリーでイベントを開催するときに、事業主と連携して、オープンギャラリーやこまや空間で物品を販売することは、イベント開催時に限って無料で可能であるとの答弁がありました。

また、委員から、市民ギャラリーの使用料の金額は、以前に比べ上がったのかとの質疑があり、当局から、新しい施設の新築での建設費用などをもとに積算するとかなり高額になったが、県内の自治体の施設と比較して、従来の1.4倍程度に抑えたとの答弁がありました。

採決に当たっては、異議がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号米沢市まちなか駐車場の設置及び管理に関する条例の設定についてであります。本案は、まちなか駐車場の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により施設の設置及び管理について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、まちなか駐車場は、無人管理するということなので、防犯の面から、監視の設備導入を検討していただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、異議がありましたので、起

立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号米沢市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についてであります。本案は、市内にデジタル同報系防災行政無線を発信するシステムを構築し、屋外拡声器や戸別受信機により、地域住民へ災害・行政情報を迅速に伝達する手段を整備しようとするものであります。

本案に対し、委員から、緊急時の伝達の仕組みについてより詳細に説明を求める質疑があり、当局から、外部拡声器は、市内17地区に31カ所設置する考えで、本市には、山間地帯もあることから、戸長里、森崎、関町、五色温泉に中継局を設ける必要があると考えており、それによって市内の広範囲をカバーする考えであること、また、戸別受信機は300カ所設置する予定で、公の施設や危険区域にある家に優先的に配置する考えであること。さらに、同報系無線で伝達できない地域には、緊急告知ラジオを整備し情報をお伝えする考えであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、700メートル先まで聞こえる仕様のスピーカーの大きさ等についてただされ、当局から、直径が60センチでストレート型といい、筒が長いもので、30ワットの出力であるとの答弁がありました。

また、委員から、このシステムを維持していくランニングコストについてただされ、当局から、導入2年目から、年間約200万円の設備維持費用がかかる見込みであるとの答弁がありました。

また、委員から、どのような場合に情報を発信するのかについて質疑があり、国からの緊急情報のJアラートとも連動するので、国からの緊急情報が入ればすぐ発信され、また、土砂災害警戒情報などの情報も同様にすぐ発信となること。さらに、本市独自の情報の伝達については、防災計画に定めた基準のとおり速やかに伝達するとの答弁がありました。

また、委員から、戸別受信機の設置場所について、保育園、幼稚園、要援護者施設などにも設置できるのかとの質疑があり、当局から、公的な施設として、医療機関、幼稚園、災害弱者になるような施設についても、指定避難所65カ所を含んだ、全体での300カ所の中でできるだけ多く設置したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、このたびの整備費用1億9,800万円のうち本市の負担はどのぐらいになるかただされ、当局から、このたびは起債に緊急防災・減災対策事業債を100%充当し、交付税措置が70%。26年度の整備については、残りの30%の2分の1に県からの補助が出るため、市の負担は、全体の15%の約3,000万円となるものと答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。
○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第47号から議第50号までの議案4件を除く、議第63号の議案1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第63号の議案1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第47号から議第50号までの議案4件について順次採決いたします。

初めに、議第47号について起立により採決いたします。

議第47号に対する委員長報告は、賛成多数で原

案可決であります。

お諮りいたします。

議第47号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第48号について起立により採決いたします。

議第48号に対する委員長報告は、賛成少数で原案否決であります。

お諮りいたします。

議第48号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第48号は原案のとおり決まりました。

次に、議第49号について起立により採決いたします。

議第49号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第49号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第50号について起立により採決いたします。

議第50号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第50号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。ちょっと失礼しました、確認します。立っててください。失礼しました、数えてください。いいですね。

起立多数であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり決まりました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第21 議第51号米沢市保育の実施  
に関する条例の廃止について  
外3件

○島軒純一議長 次に、日程第21、議第51号米沢市保育の実施に関する条例の廃止についてから日程第24、議第54号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

[民生常任委員長22番高橋義和議員登壇]

○22番(高橋義和議員) 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第51号米沢市保育の実施に関する条

例の廃止についてであります。本案は、保育の実施に関する基準を廃止するものであります。

本案に対し、委員から、新制度に変わることで、保育の必要があると認定を受けられる方が相当数ふえるのかとただされ、当局から、保育の実施は本条例において保育に欠ける事由に該当する方としていたが、児童福祉法の一部改正に伴い、今後は子ども・子育て支援法による保育の必要性で認定されることになり、その中でも「虐待」や「DVの恐れ」の項目が加わることや、パートタイムなどの就労時間に関する緩和など、該当になる方はふえると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、条例の廃止に伴い、本市がこれまで積み上げてきた保育の質などの到達点が後退することはないのかとの質疑があり、当局から、全体として厳しい内容で基準が明確化されていると考えており、後退することはないものと考えているとの答弁がありました。

本案について、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

本案に対し、委員から、基準を定めることで保育を受ける側、保育を提供する事業所側、事業者を管理指導する行政側のそれぞれ予想されるメリットや課題は、どのように捉えているかとただされ、当局から、新制度に伴い、事業者が給付制度の対象となる特定教育・保育施設や特定地域型保育事業へと移行した場合は、異なる認定に該当する子供を新たに預かることができるようになること、保育を受ける側としては、選択肢がふえることや、就労の要件にかかわらず同じ園で保育

ができること、また本市としても受け皿が広がり待機児童の解消につながることなどのメリットがある一方、課題として、事業所では、保育料が保護者の応能負担になることで園を移る可能性や、現在の認可外保育所が小規模保育事業に移行した場合、3号認定の子供つまり3歳未満児のみ預かることになること、また調理施設の整備が必要となるため設備面の課題などがあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、事業所が新制度に移行を目指し、施設を拡充していくとした場合に、国、県または本市において、支援策はあるのかとの質疑があり、当局から、施設整備の補助があるものの、今後の予算措置は不透明であるとの答弁がありました。

採決に当たっては、新制度は都会のニーズに合わせてつくられた感じが否めないところがあり、地方都市の実情から見える課題を、同時に国及び県に対して働きかけをする必要がある。しかし、現場に対しては、新制度に移行した場合どのようになるのかを少しでも早く明確にし、準備していくことが必要であると考えことから、賛成するとの意見がありました。

本案について、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

本案に対し、委員から、平成20年の児童福祉法の改正があった際に、家庭的保育事業が盛り込まれていたが、本市のこれまでの実施状況及び今回の条例設定によりさらなる充実を図れるのかと

ただされ、当局から、これまではニーズがなく実施してこなかったものの、現状では子供の教育保育の質が高い認定こども園や幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設への移行が第一義であり、今後カバーできずにニーズが高まれば活用していくことになるものとの答弁がありました。

また、委員から、本市のニーズに合わせてどのような参酌基準を設定するのかが大事であるが、小規模保育事業における保育士の割合を、独自基準で決められるのかとの質疑があり、当局から、一定の制限はあるものの、より厳しく設定することは可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、認可外保育所について、認証保育園として指定し保育の質を高めてきたことから、今後も予算を確保し基準を高めていくのかとただされ、当局から、財源に関して不透明な部分があり、厳しく設定することで加算措置があるのかははっきりしていないものの、質を高めるため、一定程度の基準を高めていくことは可能であるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、今回中身を充実するのであれば、本市の認証保育園制度など、保育現場の要求を積み上げ、施設面や人的面で保育の内容を高めてきた到達点から下がることのないようにとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

本案に対し、委員から、今般の子ども・子育て支援法を見ると、事業者が新たに事業参入しやす

い環境もあると思うが、参入する事業者はふえると思うかとの質疑があり、当局から、例えば高齢者の施設と複合的に運営するなど、多彩な事業主体が参入する可能性はあるとの答弁がありました。

また、委員から、設備等や職員数の経過措置は、平成32年3月までと5年間あるが、この間に本市が計画を立てて、財政的な支援を含めて整備する予定であるのかとただされ、当局から、子ども・子育て事業計画の中で放課後児童クラブの整備計画は当然つくっていかねばならないものと考えており、地域事情やこれまでの経過を尊重しながら、要望をお聞きして進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、初めて条例が制定されることで、法的な位置づけがなされ、市町村の責任が明確化されたという点では前進だと思うが、本市のきちんとした整備計画がなければ、それに対応する財源が確保できず、まして5年間の期間で整備を行うとなれば、単年度予算もかなり配分していかないといけないのではないかと質疑があり、当局から、本市が一定程度の補助をする場合でも、事業者の負担も当然あり、またニーズ調査における放課後児童クラブのニーズについては、急激にふえるものではないとの結果があるため、整備については、それらを考慮する必要があるとの答弁がありました。

また、委員から、学童保育連絡協議会から、家賃補助はあるものの、市が責任を持って建物を手だてするということが必要ではないかという要望が出ているが、どのように考えているのかとただされ、当局から、各放課後児童クラブからの要望については、公設民営の部分についてもさまざまであり、おのおの運営されている地域事情で異なっていることから、話を伺いながら考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校施設の使用なり、学校の敷地内に公設でお願いしたいとの要望があれ

ば検討していくのかとただされ、当局から、厚生労働省及び文部科学省から放課後子ども総合プランが示され、その中で今後新たに放課後児童クラブを開設する際の約8割は学校施設を最大限活用していくと示されているので、教育委員会等とも協議をしながら、学校施設の活用について模索をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、学童保育、放課後児童健全育成事業への財政支援を強化することを期待し、また、生きる力を持ったたくましい子供を育てるためにも、本条例の制定に賛成するとの意見、及び本市の放課後児童クラブは民設民営から始まり、苦労や努力を積み重ね、行政の支援を受けながら現在に至っている。その到達点から後退させることがないよう、財政的な支援、学校施設の利用など見えるような形で支援しなければならない。本条例の制定により、預ける側が安心して預けられる放課後児童健全育成施設としてしっかりと運営できる状態を、これまで以上に市が深くかかわる形で進められることを希望し、賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第51号から議第54号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第51号から議第54号までの議案4件は委員長

報告のとおり決まりました。

.....

## 日程第25 議第55号米沢市立第四中学校増改築建築工事請負契約の一部変更について外5件

○島軒純一議長 次に、日程第25、議第55号米沢市立第四中学校増改築建築工事請負契約の一部変更についてから日程第30、請願第6号米価下落等に関する意見書提出方請願までの議案5件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長1番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長1番木村芳浩議員登壇〕

○1番(木村芳浩議員) 御報告申し上げます。

去る2日と19日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前9時及び24日の午後1時から、委員会室において全委員出席のもと、関係部課長並びに、18日の請願審査においては、請願者及び紹介議員に出席を求め開会をいたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち、現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第55号米沢市立第四中学校増改築建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成25年8月臨時会で議決され、現在施工している米沢市立第四中学校増改築建築工事について、受注者から、米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項に基づき、インフレスライド請求があったことに対応しようとするほか、屋内運動場の天井仕様の変更など工事内容の一部

変更に伴い、契約金額を17億3,670万円から17億6,841万9,600円に、3,171万9,600円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、契約を変更しようとする金額の内訳について質疑があり、当局から、増額の内訳として、インフレスライド請求分が3,842万6,400円、バスケットゴールの仕様変更などの分が369万7,600円、廃棄物の処理に伴う土工事分が70万4,500円、合わせて4,282万8,500円の増額であり、減額の内訳として、屋内運動場のアリーナ等の天井仕様の変更で1,110万8,900円の減額であり、差し引き3,171万9,600円であるとの答弁がありました。

また、委員から、備品整備に係る予算が不足しているのではないかと心配する声が聞こえていることから、一定の水準を維持しながら、しっかりと備品整備をしていただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号市道路線の廃止について及び議第57号市道路線の認定についてであります。両案は関連がありますので、一括して審査を行いました。

両案は、一般国道287号米沢北バイパス新設に伴い1路線の廃止、1路線の再認定をするものであり、加えて、開発行為に伴い6路線の廃止、1路線の再認定、1路線の新規認定をするものであり、さらに、一般申請に伴い3路線の新規認定をしようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号市有財産（米沢オフィス・アルカディア用地）の処分についてであります。本案は、米沢オフィス・アルカディアの未分譲の用地7,871平方メートル余を埼玉県熊谷市妻沼西二丁目16番地、日栄電機株式会社代表取締役影近正

雄に、8,872万8,000円で売却しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成26年3月定例会で契約の一部を変更する議決をした、現在施工している米沢市新文化複合施設新設建築工事について、受注者から、米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項に基づき、インフレスライド請求があったことに対応しようとするため、契約金額を20億8,320万5,880円から21億1,816万1,160円に、3,495万5,280円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、受注者からのインフレスライド請求に係る市の積算は適正かとの質疑があり、当局から、労務や資材等の単価の入れかえを行ったものであり、適正であるとの答弁がありました。

また、委員から、今後もインフレスライド請求が見込まれるとの認識でよいかとただされ、当局から、現段階で予測は不可能であるが、状況によっては、複数回あり得ることも想定されるので御理解いただきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、新文化複合施設の工事の進捗はどうか、また、駐車場と同時に開館できるのかとの質疑があり、当局から、工事は予定どおり順調に進んでおり、今月末の段階で約3割の出来高に達する見込みであり、新文化複合施設と駐車場については、同時に開館できると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、工事に従事する作業員の確保はできているのかとの質疑があり、当局から、当初型枠工に関して、第四中学校の建設工事と重なる部分も一時的にあったが、現段階では予定どおり作業員を確保できていると考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、インフレスライドについては、議決を要する工事に限らず、他の工事も当てはまると思うが、請求への対応は想定しているかとただされ、当局から、今後請求があれば、その段階で担当課と相談しながら適正に進めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、インフレスライド条項については、行政からの周知が必要であり、団体の育成も含め、業界団体を通じて市内の企業に伝えるような方法もあると考えるがどうかとの質疑があり、当局から、県の動向を受け、2月に市のホームページで周知するとともに、会議等があった際には、再度インフレスライドの適用について工事関係者に周知している。また、業界団体も通じながら、より早くより正確に通知できるよう検討してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、新文化複合施設を現在地に建設することについては、当初から一貫して反対してきたことから、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号米価下落等に関する意見書提出方請願についてであります。本請願は、本年産米に豊作基調などによる過剰米の発生が予想され、平成25年度産米の持ち越し在庫などと合わせ、需給ギャップが生じかねない情勢となっており、過去に例を見ない水準まで価格が下落し、全国的な生産数量目標の削減等も懸念されることから、稲作農家が安心して経営を展望できるよう、「米価下落歯止め等に関する意見書」を、政府に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に当たっては、議会基本条例により、請願者及び紹介議員にも出席を求め、審査に先立ち、請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、ことしは全国的に大

雨があり、特に西日本において被害が出ているが、米の作柄の状況についてはどうかとの質疑があり、請願者から、日本全体としては、米の主産地である北海道、東北、北陸の作柄がよいことから「やや良」となっており、特に、北海道では「良」と見込まれ、民間の米穀データバンクでは、通常の年を100とした場合に、北海道では107と極めて高い数値を出していることから、過剰米が多量に発生することが予想されているとの答弁がありました。

また、委員から、このたび米の概算金が決められたが、今後、国が本請願にある施策などを実行することによって、何かしらの見通しが立つということであればこの概算金は最終的に上昇することはあり得るとの認識でよいかとの質疑があり、請願者から、そのとおりであり、需給バランスによって価格が決まることから、上昇した分のメリットは、後日、農家の方にお支払いすることで所得の確保になっていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、和食は世界に認められており、その中心をなすのが米であって、完全米飯給食になれば、必然とおかずなども地元のものが使用され、地産地消に結びつき、子供の教育上や成長の上でも非常によい効果があるが、紹介議員の考え方はどうか、また、米飯給食は今後どうしていきたいのかとの質疑があり、紹介議員から、和食が見直されている中で、日本が長寿国家、健康国家であることを考えると、子供のころから米飯給食や和食を定着させていくことが将来に向けて大変有効であり、米飯給食を拡大し、米とともに、和食にかかわる食材などを地域発展のためにも振興すべきであると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、請願の趣旨説明において、過剰米を主食市場から隔離し、備蓄米や飼料米にするとの提案があったが、例えばJAが農家から購入した米を飼料米とすることは可能かとの質疑

があり、請願者から、飼料米にすることは実質可能であり、ほとんどを輸入に頼っている飼料米に米を代替品として使用すれば、需要も引き締まることから、米の価格も確保できるのではないかと推測しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願書に「水田農業対策の確立について」とあるが、行政として具体的な施策はあるのかとの質疑があり、当局から、飼料米は、平成26年産から転作作物としては有利なものとして制度が改正されたところであるが、実需者とのマッチングが難しいなどの課題があることから、米沢地域農業再生協議会内にプロジェクトチームを立ち上げ、課題を解決し、飼料米をつくる方をふやしてまいりたいとの答弁がありました。

本請願については、意見もなく、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第65号の議案1件を除く、議第55号から議第57号、議第64号及び請願第6号の議案4件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第55号から議第57号、議第64号及び請願第6号の議案4件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第65号について、起立により採決いたします。

議第65号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第65号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

### 日程第31 議第58号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第2号）外3件

○島軒純一議長 次に、日程第31、議第58号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第2号）から日程第34、議第66号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第3号）までの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る2日及び19日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日午前10時15分から委員会室において全委員出席のもと、当局から市長を初め教育長ほか関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第58号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第2号）の歳出であります。まず、第2款総務費では、置賜文化ホールと上杉博物館については、名称を「伝国の杜」としており、新文化複合施設についても名称があったほうが良いと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、本市は、新図書館の管理運営について、公益財団法人上杉文化振興財団を指定管理者に指定する方針であるが、日本図書館協会の見解や国会審議における文部科学大臣の答弁において、公立図書館は指定管理になじまないとされていることから、事業の継続性、後継者の育成の面からも、市の直営としてやっていくべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、若者移住促進事業奨励金は、定住する意思を持って本市内に住居を取得する若者に対して、予算の範囲内において奨励金を交付するものであり、今年度は、4月1日以降に契約した方で、2回目の募集期間は9月29日から10月10日までとしているが、特に中古住宅を購入する方は半年近くこの制度を受けられないことから、募集期間をふやすべきと考えるがどうか。また、新たな事業として、例えば3世帯同居をしている方など、現在本市に居住している方を対象とする事業を検討していただきたいがどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、高齢者等除雪援助員派遣事業について、利用者の方から、ことしの冬は対応する業者がかわり、前年のような丁寧なサービスが受けられなかったことで担当課へ連絡をしたが、職員は現場確認に訪れることもなく、改善もされなかったとの相談があった。また、利用料金の値上げも予定されているようだが、議会への報告もないままに進められている。本事業における市民、業者への対応が不十分であり、料金改定においても、議会に対しての説明も含め、これらの対応について早急に改善されるよう求めるがどうかとして質疑がありました。

また、平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行されているが、本市の取り組みは進んでいないことから、障害者就労施設から物品の購入だけでなく、公共施設のメンテナンス、清掃、公園のごみの回収等をさせていただきたいという要望が出されている。これは、全庁的な課題であり、全ての部署において障がい者への仕事の確保、事業の割り振りについて検討していただきたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の基準においては、小規模保育事業B型は、保育従事者の半分以上が保育士であることとされ、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業では保育士がいなくても事業ができることになる。このことにより、受ける保育の内容に格差が生じ、安全面の配慮でも差が出てくるのが懸念されることから、市として保育士の確保について働きかけをしていただきたいがどうかとしていただきました。

また、新制度では、保育料の上乗せ徴収、実費徴収ができることになっているが、そのことで、保育が受けられなくなる方が出てくるのではないかと懸念されている。市は、私立保育園が上乗せ徴収、実費徴収を行う場合は協議を行い、問題があれば指導していただきたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、新制度において家庭的保育事業を実施する場合、連携施設を確保することが必要となるが、条例において5年間の猶予期間を設けることになっており、この期間、公立保育園が連携施設のかわりとして、その後の受け皿としての役割を担ってはどうかとしていただきました。

第4款衛生費では、県の事業である、がん患者用ウィッグ購入費の助成は非常に良い制度であるが、一方で、ひまわり基金という医療ウィッグを無償貸与する制度があることから、このひまわり基金の拡充のため支援していただくことが、公金の使い方として有効ではないかとして質疑が

ありました。

第6款農林水産業費では、イノシシ等の有害鳥獣対策は、初動が早ければ効果がある。捕獲、駆除という方法も必要であるが、猟友会も人材不足であることから、人材育成のためにも、猟銃免許や猟銃の取得及び維持管理等への補助も必要であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、米の概算金が下落しており、規模が大きい農家ほど影響が大きいのではないかと。離農に至ることのないように、行政として一定期間の融資を実施する等、現段階で必要な策をとっていきべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、米の需要拡大を図るために、完全米飯給食を実施してはどうか。地産地消や農業についても、小中学生に対して教育ができるかと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、農地・水保全管理支払交付金から多面的機能支払交付金に制度が変わった中で、組織化された農地に対して交付金が支給されるが、組織化がふえれば予算額もふえるという認識でよいのかとしていただきました。

さらに、ペレットストーブ、まきストーブの導入に対する助成の受け付けについて、7月1日の午前9時から先着順で受け付けする内容を7月1日発行の「広報よねざわ」でお知らせしており、しかも当日、午前8時30分に受け付けは終了した。申請書をまとめて持ってきた業者の方もおり、申請の代行を認めるということも含め、一定の期間を設けて周知すべきであった。また、ほかの自治体では納税状況の確認や要件等を示しているが、本市では全くない。助成金を出すのであればそういうことも必要ではないか。これらのことを市はどのように考えているかとして質疑がありました。

また、林業振興、雇用の拡大につながることから、一般住宅におけるペレットストーブ、まきストーブの導入に対する助成は有効であるが、市庁舎や今後建設される公共施設への木質バイオマ

スエネルギーの活用も図るべきと考えるがどうかとしていただきました。

第7款商工費では、「まちの茶の間あいべ」はお年寄りが気軽に立ち寄れる施設であり、また、子供たちも訪れており、高齢福祉、社会教育の場となっている。大きな効果がある事業であり、これまで以上に力を入れて運営していくべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、天元台について、今後、ロープウエーやリフトの修繕等に多額の費用が必要となってくる。管理道路をきちんと整備して、市は天元台から撤退するという方向で考えてはどうかとしていただきました。

さらに、天元台のあり方についての十分な議論がなされてこなかった結果、今になってさまざまな問題が出てきている。広い視野から全庁的に検討を進め、あり方、道筋を明確にして、株式会社天元台とともに事業を進めていくことが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、山形デスティネーションキャンペーンが終了したが、上杉城史苑の話によると、大型観光バスによる団体客が減り個人旅行がふえているとのことである。個人で訪れる観光客は、直接地元の生活に触れる、体験する体験交流型の観光に魅力を感じているようであり、このことについて、対応を考えているかとしていただきました。

第8款土木費では、松川河川の支障木の撤去について、昨年、県に要請していただき、水道部から第一中学校付近までの区間について撤去していただいた。現在、その上流部の住之江橋から相生橋間において、支障木が成長して河川幅が狭くなってきていることから、再度、県に対して撤去を要請していただけないかとして質疑がありました。

また、米沢市不良住宅除去促進事業費補助金制度がスタートしたが、非常に使いにくい制度であり、空き家対策が進んでいない。見直しを必要があると思うがどうかとしていただきました。

第9款消防費では、近年、集中豪雨の災害が多発している。本市の河川水位の観測体制について、国土交通省の河川防災システムの情報収集が主たる内容となっているが、国や県に働きかけて、適切な場所への水位計の設置と増設を要望していただきたいがどうか。また、降雪時における市民モニター制度のような連絡システムを考えてはどうかとして質疑がありました。

また、災害FMラジオを地区委員等に配布することになっているが、いづごろをめぐりに配布する考えか。また、市民から購入の希望があった場合、その対応はどうかとしていただきました。

第10款教育費では、「私たちの道徳」という道徳教育の副読本があるが、これは、学校に置かないで家に持ち帰り地域や家庭で活用することになっているが、持ち帰らない学校が全国で8割もあるようだ。本市の状況はどうかとして質疑がありました。

また、メディアリテラシー教育について、新聞が全て正しいわけではないということを教えるべきであり、これは、子供たちのためであり、教師のためでもある。本市では、新聞記事を活用した授業はされているかとしていただきました。

さらに、浅川分校が廃校になることで、スクールバスの導入が予定されているが、本校までの通学距離は4キロ以内のところもあると思われることから、今後、通学距離が4キロ以内のほかの地区においても、スクールバス導入の要望が出てくるのではないか。特に窪田の下矢野目地区は、冬期間は猛吹雪になる。基本的には歩いての通学が望ましいと思うが、指針をもって見直すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、浅川分校の跡地にここに学校があったという記念碑を建てるべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、本市にある即身仏について、道徳教育の副読本「ふるさと米沢の心」において、明海上人が紹介されている。個人所有であり、保存、管

理が厳しくなっているようであるが、市としてどのように考えるかとして質疑がありました。

また、皆川球場のスコアボードについて、スコア表示の部分だけを改修することだが、全体的に大規模改修は検討されたか。また、昨年、スポーツ振興くじ助成の利用を提案したが、これを活用する考えはないのかとして質疑がありました。

歳入では、ふるさと納税について、ほかの自治体においては、地域の産業振興、あるいは地域のPR等々に結びつけている。県では、ふるさと納税の返礼に米沢牛を使うようであるが、当市においても産業振興に力を入れてほしいがどうかとして質疑がありました。

以上、議第58号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものでありますが、議第58号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第59号平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第60号平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）では、在宅サービスについては、利用者や家族のニーズが、デイサービスからデイケアサービスに変わってきていると伺っている。また、ショートステイの利用も土日の利用が非常に多く、新規に介護保険の認定を受けた方が土日のショートステイを利用しようとしても、なかなか利用できない状況にあると聞いている。次期介護保険事業計画についてはこれらのニーズを反映した計画づくりになっているかとして質疑がありました。

また、「まちの茶の間あいべ」等、高齢者に対する取り組みについて、介護予防事業である「よねざわ元気塾」の延長として保険の適用をさせることはできないかとしていただきました。

以上が、議第60号平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものがありますが、議第60号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第66号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第3号）の歳出であります。第7款商工費では、このたび、米沢オフィス・アルカディア団地の3区画が埋まりよかったと感じているが、企業の立地については、山形県の企業立地室からの情報であって、残念ながら、市長のトップセールスや市が委託している日本企業立地センターからの情報ではなかった。ぜひ、本市の取り組みによる成果を上げていただきたいがどうかとして質疑がありました。

また、今後、産業用地を購入した企業が不慮の事態に陥った場合における第三者への譲渡、想定外の用途利用を制限するための基準の整備に向けたスケジュールを確認したいとしていただきました。

以上が、議第66号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第3号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものがありますが、議第66号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託された議案4件の審査経過の概要とその結果であります。

以上をもって委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第58号から議第60号及び議第66号の議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第58号から議第60号及び議第66号の議案4件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

### 日程第35 発議第9号米価下落歯止め等に関する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第35、発議第9号米価下落歯止め等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者3番高橋嘉門議員。

〔3番高橋嘉門議員登壇〕

○3番（高橋嘉門議員） ただいま上程になりました発議第9号米価下落歯止め等に関する意見書の提出についてであります。本案は、本年産米に豊作基調などによる過剰米の発生が予想され、平成25年産米の持ち越し在庫などと合わせ、大きな需給ギャップが生じかねない情勢となっており、過去に例を見ない水準まで米価が下落し、全国的な生産数量目標の削減なども懸念されることから、稲作農家が安心して経営を展望できるような対策を国に求める意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第9号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり決まりました。

.....

### 日程第36 発議第10号米沢市地酒による乾杯を推進する条例の設定について

○島軒純一議長 次に、日程第36、発議第10号米沢市地酒による乾杯を推進する条例の設定についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。提出者1番木村芳浩議員。

〔1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） ただいま上程になりました発議第10号米沢市地酒による乾杯を推進する条例の設定について御説明申し上げます。

本年4月、市議会議長に対し、市内の酒造業者4社から米沢市乾杯条例に関する要望書が提出され、その後、各派代表者会を経まして、産業建設常任委員会を中心として、条例制定に向けた検討を進めてきたところであります。

6月には、市内の酒造業や産業界の方々12名と、産業建設常任委員会所属議員による検討委員会を組織いたしました。このことは、地域性に合っ

た中身のあるしっかりとした条例を市民の皆様の声を反映させた形でつくっていくことが、より市民お一人お一人に浸透していくことにつながると思っております。その後、計3回の委員会を開催し、条例の制定に向けた具体的な検討を重ね、このたび条例案として整えさせていただいたところであります。

この条例の制定によって、本市でつくられた地酒による乾杯を推進し、市民の皆様にも少しでも地酒に親しみを持っていただき、地酒の消費につなげ、また地酒による乾杯とともに、市民の自然の恵みに感謝しながら本市の郷土料理も食していただくことで、地域の地産地消、地域経済への波及効果が生まれることを期待しているところであります。

最後になりますが、検討委員会において貴重な御意見をいただきました12名の市民代表の委員の皆様並びに市当局の御協力に、心より厚く感謝申し上げる次第です。

米沢市地酒による乾杯を推進する条例案につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。本条例が通称「おしょうしな乾杯条例」として市民の皆様にも深く浸透し、地域経済の発展に大きく寄与することを切に願い、議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、全会一致をもって御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり決まりました。

.....

### 市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、安部市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る9月2日に招集いたしました本定例会は、本日全日程を終了いたしました。25日間にわたる会期中、平成25年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算の認定、工事請負契約の一部変更、米沢オフィス・アルカディア用地売却など数多くの案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見につきましても、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

このたび認定いただきました平成25年度一般会計決算においては、市税や地方交付税が減少する中で、第四中学校増改築事業や新文化複合施設整備事業が本格化し、歳出が増加したことから、厳しい財政運営を強いられました。

また、今後も人口減少や少子高齢化の進展により、税収の減少や扶助費の増加などが予想されることから、厳しい財政状況が続くものと思われま

す。  
このため、新米沢市行財政改革大綱の諸施策を確実に実施するとともに、あらゆる財政健全化策

を講じることにより財源の確保に努め、米沢市まちづくり総合計画の第5期実施計画を着実に推進し、市民の信頼と期待に応えていきます。

ところで、本日東海市の平洲会より、「細井平洲先生・上杉鷹山公敬師の像」が、普門院に寄贈されることとなりました。東海市の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、敬師の像が時代を超えて私たちに教えている師弟愛のとうとさが、現今のような時代だからこそ、なお一層、社会で再認識されるよう努めていきたいと思

います。  
また、明日の「なせばなる秋まつり」にケネディ駐日大使が来訪されることとなりました。多くの市民が強く期待されていたことでもあり、心から歓迎を申し上げます。

そして、お迎えする側は、まつりでの棒杭市、草木供養塔、飯豊山信仰などに示される先人の豊かな心を大切にしつつ、地域の発展を図るべく、気持ちを新たにしたいものです。

結びに、虫の音が心を安らげる季節を迎えております。議員各位の御健勝をお祈り申し上げますとともに、御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

### 閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成26年9月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

午後 0時10分 閉 会